

主たる用途以外の使用（荷のつり上げ作業）の制限 新規格104版


この規格は、吊り上げ作業を行う際に、吊り上げ作業員が負傷する危険性を低減させることを目的として定められている。

つり上げ作業（吊り上げ）とは、吊り上げ装置を用いて荷物を吊り上げる作業を指す。

吊り上げ作業を行う際には、吊り上げ装置の性能や荷物の重量、吊り上げ作業員の体格や作業環境などに注意を払う必要がある。

吊り上げ作業を行う際には、吊り上げ装置の性能や荷物の重量、吊り上げ作業員の体格や作業環境などに注意を払う必要がある。

吊り上げ作業を行う際には、吊り上げ装置の性能や荷物の重量、吊り上げ作業員の体格や作業環境などに注意を払う必要がある。



吊り上げ作業を行う際には、吊り上げ装置の性能や荷物の重量、吊り上げ作業員の体格や作業環境などに注意を払う必要がある。

ITA



MADE IN TOKYO

https://webc-meeting.tohknet-servemall.jp/services/?action_meeting_display

ServeMall
V-CUBEミーティング
audience
オーディエンス: 7

nitta

高浜 勲 様

honsha

ファイル転送 [0]

共有ドキュメントはありません

主たる用途以外の使用 (荷のつり上げ作業) の制限 安衛則164条

ドラグショベル (バックホウ) による荷のつり上げ・クラムシエルによる人の昇降等、車両系建設機械を当該機械の主たる用途以外に使用してはならない

つり上げ作業 (旋回・走行) ができるのは次の2点を満たす場合である

- ① 作業の性質上やむを得ないとき、または安全な作業の遂行上必要なとき
 - 土砂崩壊による危険を少なくするため、一時的に土止め用矢板・ヒューム管などをつり上げる作業
 - 移動式クレーンを搬入して作業すると、作業場所がより錯綜して危険が増す場合
- ② 安全確保措置として、図の事項すべての措置ができている場合



第2章 作業の安全対策 [車両系建設機械]

会議設定 音声設定 画面共有 参加者リスト 1 2 3 4 5 6 画面解除 レイアウト

A 般 17:33 2016/12/21

CONV11 (11月21日)